

# 施設ご利用料金の改正について(お知らせ)

今般の条例改正に伴い、来たる令和元年10月1日から下表の新料金に改正されますのでお知らせします。

■滋賀県立文化産業交流会館 施設利用料 改正  
 ○滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例(第7条および第16条関係)一部改正 2019.10.1施行

～2019.9.30 2019.10.1～

施設	料金		現行料金					新料金				
	使用(利用)区分		午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	入場料等の有無	使用開始時刻 使用終了時刻	8:30 12:30	13:00 17:00	17:30 21:30	13:00 21:30	8:30 21:30	8:30 12:30	13:00 17:00	17:30 21:30	13:00 21:30	8:30 21:30
イベントホール	入場料またはこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合(宣伝その他これに類する目的使用を含む)	44,500	78,000	94,000	154,700	199,200	47,600	83,400	100,500	165,400	213,000
		入場料等の額が1,000円以下の場合	38,300	68,000	81,500	133,600	171,900	41,000	72,700	87,200	142,900	183,900
	入場料等を徴収しない場合	展示会場に使用する場合	1日につき 52,000					1日につき 55,600				
		その他の場合	29,700	52,100	63,100	102,700	132,400	31,800	55,700	67,500	109,800	141,600
小劇場	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合(宣伝その他これに類する目的使用を含む)	10,500	16,100	22,200	34,700	45,200	11,200	17,200	23,700	37,100	48,300
		入場料等の額が1,000円以下の場合	9,300	13,600	19,800	29,800	39,100	9,900	14,500	21,200	31,900	41,800
	入場料等を徴収しない場合	7,300	10,600	14,900	22,200	29,500	7,800	11,300	15,900	23,700	31,500	
練習室1	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合(宣伝その他これに類する目的使用を含む)	11,100	11,100	11,100	20,400	31,500	11,870	11,870	11,870	21,820	33,690
		入場料等の額が1,000円以下の場合	9,660	9,660	9,660	17,690	27,350	10,330	10,330	10,330	18,920	29,250
	入場料等を徴収しない場合	7,420	7,420	7,420	13,610	21,030	7,940	7,940	7,940	14,560	22,500	
練習室2	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合(宣伝その他これに類する目的使用を含む)	6,660	6,660	6,660	10,950	17,610	7,120	7,120	7,120	11,710	18,830
		入場料等の額が1,000円以下の場合	5,790	5,790	5,790	9,500	15,290	6,190	6,190	6,190	10,160	16,350
	入場料等を徴収しない場合	4,450	4,450	4,450	7,300	11,750	4,760	4,760	4,760	7,810	12,570	
第1会議室	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合(宣伝その他これに類する目的使用を含む)	11,100	11,100	11,100	20,400	31,500	11,870	11,870	11,870	21,820	33,690
		入場料等の額が1,000円以下の場合	9,660	9,660	9,660	17,690	27,350	10,330	10,330	10,330	18,920	29,250
	入場料等を徴収しない場合	7,420	7,420	7,420	13,610	21,030	7,940	7,940	7,940	14,560	22,500	
第2会議室	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合(宣伝その他これに類する目的使用を含む)	6,660	6,660	6,660	10,950	17,610	7,120	7,120	7,120	11,710	18,830
		入場料等の額が1,000円以下の場合	5,790	5,790	5,790	9,500	15,290	6,190	6,190	6,190	10,160	16,350
	入場料等を徴収しない場合	4,450	4,450	4,450	7,300	11,750	4,760	4,760	4,760	7,810	12,570	
第3会議室	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合(宣伝その他これに類する目的使用を含む)	1,540	1,540	1,540	2,540	4,080	1,650	1,650	1,650	2,720	4,370
		入場料等の額が1,000円以下の場合	1,340	1,340	1,340	2,200	3,540	1,430	1,430	1,430	2,350	3,780
	入場料等を徴収しない場合	1,040	1,040	1,040	1,680	2,720	1,110	1,110	1,110	1,800	2,910	
第4会議室	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合(宣伝その他これに類する目的使用を含む)	1,740	1,740	1,740	2,860	4,600	1,860	1,860	1,860	3,060	4,920
		入場料等の額が1,000円以下の場合	1,510	1,510	1,510	2,470	3,980	1,610	1,610	1,610	2,640	4,250
	入場料等を徴収しない場合	1,160	1,160	1,160	1,900	3,060	1,240	1,240	1,240	2,030	3,270	
第5会議室	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合(宣伝その他これに類する目的使用を含む)	3,450	3,450	3,450	5,680	9,130	3,690	3,690	3,690	6,070	9,760
		入場料等の額が1,000円以下の場合	2,990	2,990	2,990	4,920	7,910	3,200	3,200	3,200	5,260	8,460
	入場料等を徴収しない場合	2,300	2,300	2,300	3,790	6,090	2,460	2,460	2,460	4,050	6,510	
ビジネスオフィス	ビジネスオフィス(SOHO)	区画 1	1月につき	23,100					区画 1	1月につき	24,700	
	同	区画 2	同	23,500				区画 2	同	25,100		
	同	区画 3	同	23,000				区画 3	同	24,600		
	同	区画 4	同	23,000				区画 4	同	24,600		
	同	区画 5	同	26,500				区画 5	同	28,300		
	同	区画 6	同	22,600				区画 6	同	24,200		
	同	区画 7	同	24,500				区画 7	同	26,200		
	同	区画 8	同	22,700				区画 8	同	24,300		
	同	区画 9	同	22,700				区画 9	同	24,300		
	同	区画 10	同	23,700				区画 10	同	25,300		

○イベントホール、小劇場、練習室、会議室 注記事項

注1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

2 イベントホールまたは小劇場の使用日が土曜日、日曜日または休日である場合は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

3 イベントホールまたは小劇場を県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4 宣伝その他これに類する目的をもって催物等を行う場合は、1,000円を超える入場料等を徴収する場合とみなす。

5 イベントホールまたは小劇場を舞台練習、展示準備等のために使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

6 イベントホールの2分の1を使用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る。)は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

7 イベントホールを展示会場として使用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る。)において6日以上連続して使用する際の6日目以降の額は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

8 第1会議室の2分の1を使用する場合は、第2会議室の額と同額とする。

9 使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によって算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

10 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

11 文化産業交流会館の業務として実施する事業に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。

○ビジネスオフィス 注記事項

注1 使用期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。

2 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。